

# 在留資格制度について

我が国に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかを有する必要がある。この在留資格は、多岐にわたる外国人の活動等をあらかじめ類型化し、どのような活動であれば入国・在留が可能であることを明らかにしているものである。

## 就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度外国人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士 (平成29年9月1日施行)
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
技能実習	技能実習生

## 身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

## 就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

## 就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語教育機関等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

# 入国・事前審査について

## 査証事前協議

査証発給は外務省の所掌事務であるが、査証免除措置が執られている場合を除き、有効な査証を所持することが上陸のための条件の1つとなり、入管行政と密接な関係にある。

査証申請について、外務省から必要に応じて法務省に協議がなされ、協議を受けた法務省は、本邦での活動が在留資格に該当するか否か等の審査を行う。

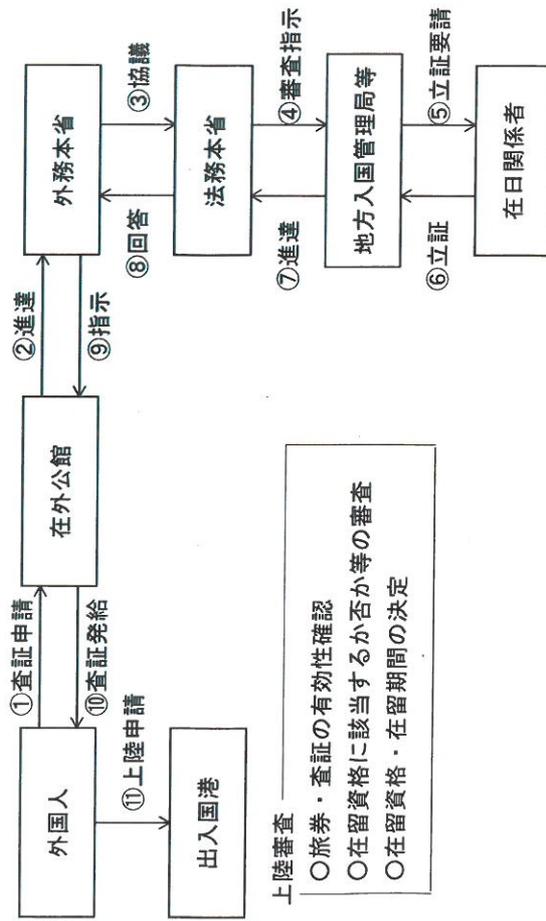
## 在留資格認定証明書

「短期滞在」「永住者」を除く在留資格で、外国人本人又はその代理人からあらかじめ日本国内で申請がなされた場合に、その外国人に在留資格該当性があるか、上陸許可基準※への適合性が認められるかなど事前に審査を行う。在留資格該当性及び上陸許可基準適合性が認められた場合は、在留資格認定証明書を交付することとなり、外国人はこれを提示・提出することによって速やかに査証発給及び上陸許可を受けることができる。

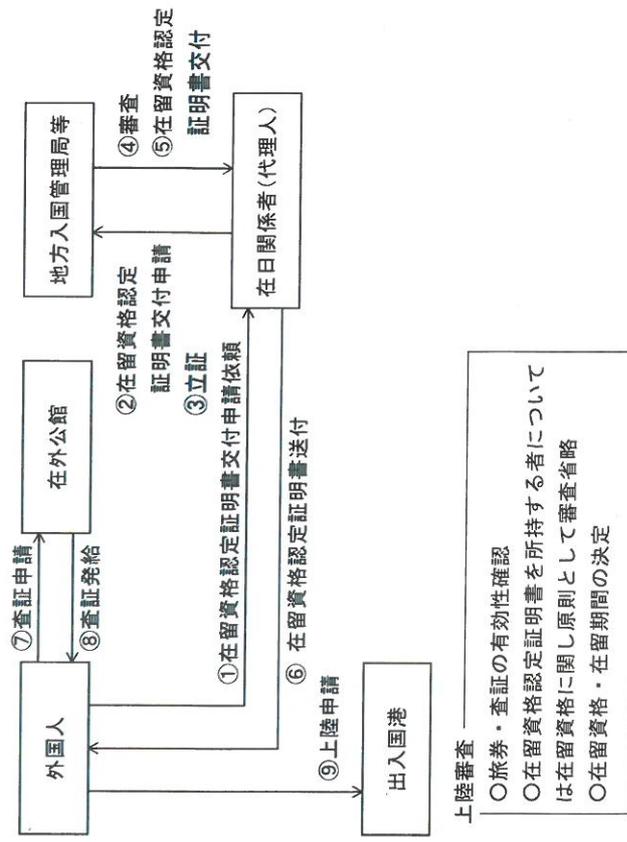
※上陸許可基準について

我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して、法務省令(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令)で規定している

### 1 査証事前協議



### 2 在留資格認定証明書交付申請



## 主な在留関係申請の概要

### ①在留資格認定証明書交付申請（入管法第7条の2）

我が国に入国しようとする外国人からの申請に基づき、本邦において行おうとする活動が上陸のための条件に適合しているかを審査し、適合している場合は、その旨の証明書（在留資格認定証明書）を交付することができる。

### ②在留資格変更許可申請（入管法第20条）

我が国に在留する外国人は、在留目的とする活動を変更する場合には、新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要がある。

### ③在留期間更新許可申請（入管法第21条）

我が国に在留する外国人が、現に有する在留資格を変更することなく、在留期限到来後も引き続き在留しようとする場合には、在留期間更新の許可を受ける必要がある。

### ④永住許可申請（入管法第22条）

「永住者」の在留資格は、他の在留資格で我が国に在留する外国人からの永住許可申請及び出生や日本国籍離脱を理由とした在留資格の取得申請に対し、一定の要件を満たす場合に付与される。

### ⑤在留資格取得許可申請（入管法第22条の2）

我が国で出生したり、日本国籍を離脱したりして外国人となった者や、日米地位協定に基づき在留資格を要しないで在留する米国軍人等でその身分を失った外国人が、引き続き60日を超えて我が国に在留しようとする場合には、在留資格取得の許可を受ける必要がある。

### ⑥資格外活動許可申請（入管法第19条）

在留資格により許可された活動以外の就労活動を行うことを希望する場合、資格外活動許可を受ける必要がある。

### ⑦再入国許可申請（入管法第26条）

再入国の許可を受けて本邦を出国した場合、再度入国する際に、改めて在留資格及び在留期間の決定を受ける必要がなくなる（旅券・査証の有効性、上陸拒否事由該当性のみ審査）。

#### 【本人以外による申請手続】

各種申請書の提出や在留カードの受領は、各地方局に出頭して行う必要があるが、本人以外の者が行うことも可能。

（法定代理人、地方入国管理局長に届出を行った弁護士・行政書士、地方入国管理局長の承認を受けた企業の職員など）

## 在留資格「留学」

### 【活動内容】

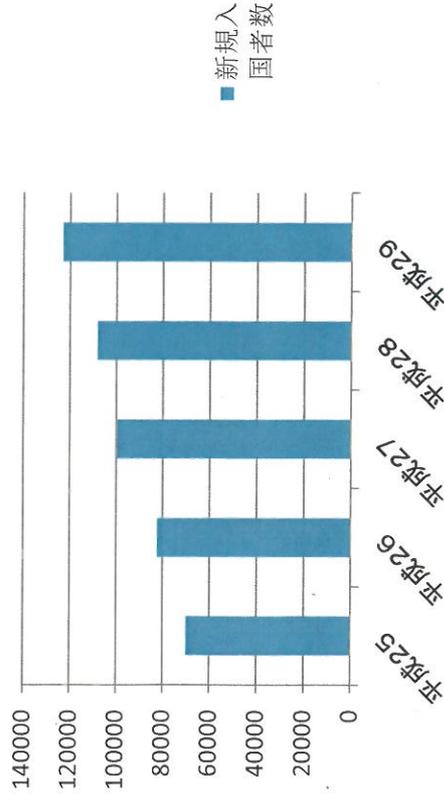
- ・ 本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編成に關してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動。

### 【上陸許可基準】

- ・ 二 申請人がその本邦に在留する期間中の生活に要する費用を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること。ただし、申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は、この限りでない。
- ・ 五 申請人が専修学校又は各種学校において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）は、次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育を受ける活動に従事する場合は、イに該当することを要しない。
  - イ 申請人が外国人に対する日本語教育を行う教育機関（以下「日本語教育機関」という。）で法務大臣が告示をもって定めるものにおいて六か月以上の日本語の教育を受けた者、専修学校若しくは各種学校において教育を受けるに足りる日本語能力を試験により証明された者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）において一年以上の教育を受けた者であること。
  - ロ 申請人が教育を受けようとする教育機関に外国人学生の生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていること。

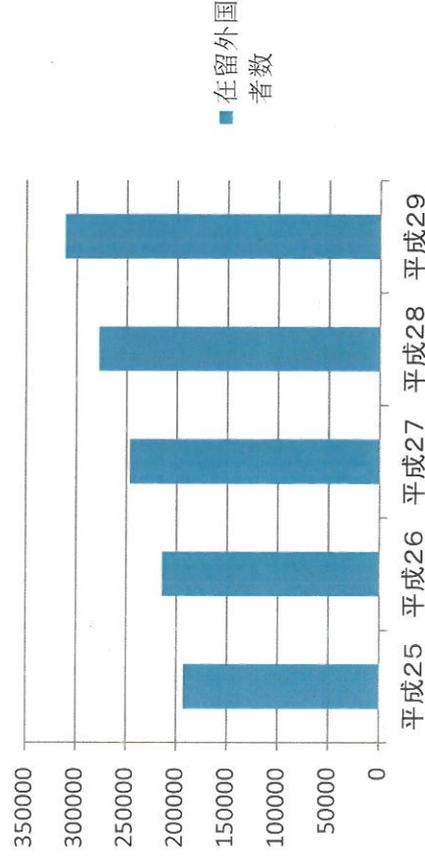
# 「留学」に係る新規入国者数・在留外国人人数

「留学」に係る新規入国者数の推移



	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
新規入国者数	70,007	82,460	99,556	108,146	123,232

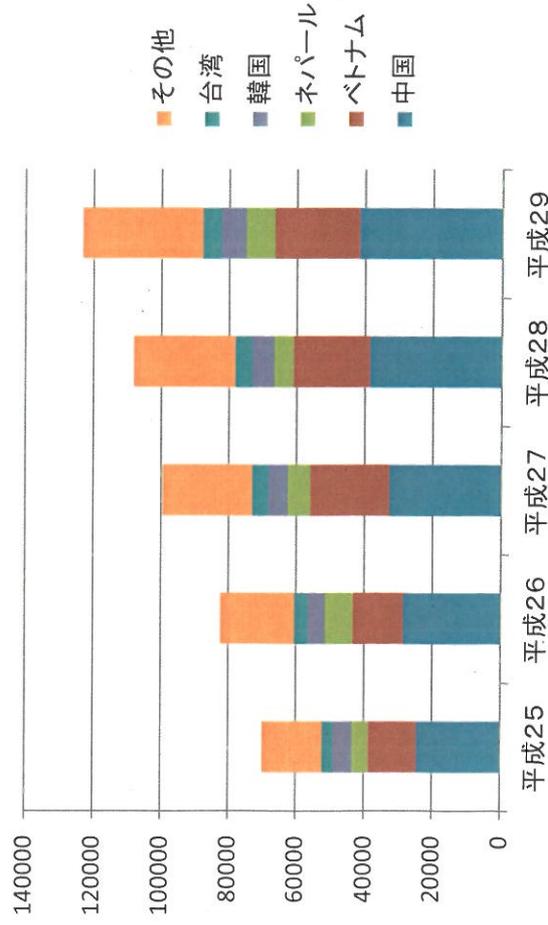
「留学」に係る在留外国人数の推移



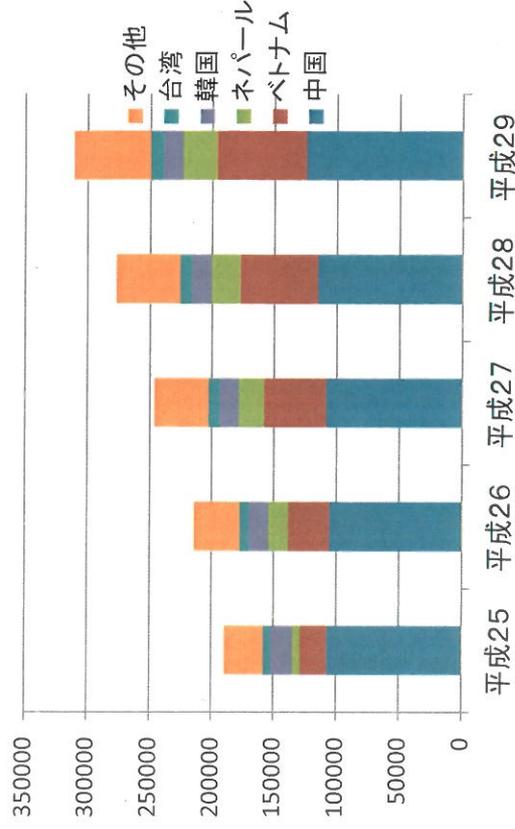
	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
在留外国人者数	193,073	214,525	246,679	277,331	311,505

# 「留学」に係る国籍別新規入国者数・在留外国者数

新規入国者の推移(国籍別)



在留外国者の推移(国籍別)



	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
中国	24,583	28,566	32,830	38,662	41,656
ベトナム	14,098	14,862	23,018	22,268	24,893
ネパール	4,864	8,013	6,712	5,728	8,474
韓国	5,524	5,066	5,706	6,482	7,326
台湾	3,164	3,930	4,768	5,091	5,470
その他	17,774	22,023	26,522	29,915	35,413

	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
中国	107,435	105,557	108,331	115,278	124,292
ベトナム	21,231	32,804	49,809	62,422	72,268
ネパール	5,892	15,697	20,278	22,967	27,101
韓国	17,189	15,765	15,405	15,438	15,912
台湾	6,353	7,528	8,709	9,537	10,237
その他	31,873	37,174	44,147	51,689	61,695

## 留学生の不法残留者数

- 平成30年1月1日時点における留学生の不法残留者数 4,100人
- 全体の不法残留者数6万6,498人に対して構成比は6.2%

## 資格外活動許可に関するお知らせ

留学生のみなさんへ

大阪入国管理局

アルバイトを行う際は、以下の点に十分気を付けてください。

＜資格外活動許可において「新たに許可された活動の内容」＞

出入国管理及び難民認定法施行規則第 19 条第 5 項第 1 号に規定

1 週について 28 時間以内(留学の在留資格をもって在留する者については、在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、1 日について 8 時間以内)の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動(風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第 7 項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第 8 項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第 9 号に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第 10 項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除き、留学の在留資格をもって在留する者については教育機関に在籍している間に行うものに限る。)

＜資格外活動許可の対象とならないアルバイト＞

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という)第 2 条第 1 項にいう「風俗営業」が営まれている営業所において行う活動。

＜例＞客の接待をして飲食させるキャバレー・スナック・パブなど、店内の照明が 10 ルクス以下の喫茶店・バーなど、麻雀・パチンコ・スロットマシン設置業などで行うアルバイト。

＜注＞これらの営業が行われる場所でのアルバイトは、場所自体が留学生にとってふさわしくないという観点から、仕事の内容を問わず認められません。例えば掃除や皿洗いの仕事等も認められません。

- 2 風営法第 2 条第 6 項にいう「店舗型性風俗特殊営業」が営まれている営業所において行う活動。

＜例＞ソープランド、ファッションヘルス、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップ、個室マッサージなどで行うアルバイト。

＜注＞これらの営業が行われる場所でのアルバイトは、場所自体が留学生にとってふさわしくないという観点から、仕事の内容を問わず認められません。例えば掃除や皿洗いの仕事等も認められません。

- 3 風営法第 2 条第 1 項にいう「特定遊興飲食店営業」に従事する活動

＜例＞照明が 10 ルクスを超えるが酒類を提供し 深夜に営業するナイトクラブなどで行うアルバイト

- 4 風営法第 2 条第 7 項にいう「無店舗型性風俗特殊営業」に従事する活動。

＜例＞出張・派遣型ファッションヘルス, アダルトビデオ通信販売業などに従事するアルバイト。

＜注＞いわゆるピンクチラシを家庭のポストに投げ込む活動も認められません。

- 5 風営法第 2 条第 8 項にいう「映像送信型性風俗特殊営業」に従事する活動。

＜例＞インターネット上でわいせつな映像を提供する営業などに従事する活動。

- 6 風営法第 2 条第 9 項にいう「店舗型電話異性紹介営業」に従事する活動。

＜例＞いわゆるツーショットダイヤル, 伝言ダイヤルの営業などに従事するアルバイト。

#### ＜その他の注意点＞

- 1 無届け（無許可）でアルバイトを行っている事実が発覚した場合

① 「専ら行っていると明らかに認められる」場合・・・退去強制, 罰則(3 年以下の懲役・禁固, 300 万円以下の罰金, 又はこれらの併科)

② 「専ら行っていると明らかに認められる」場合以外の場合・・・罰則(1 年以下の懲役・禁固, 200 万円以下の罰金, 又はこれらの併科)

＜注＞資格外活動違反を犯した全ての場合に, 退去強制や罰則の処分がなされるわけではありませんが, そのような違反を犯した事実は在留期間更新等の審査において不利益に評価されることとなります。

- 2 資格外活動許可の取消しについて

資格外活動許可に付された条件に違反した場合, その他引き続き当該許可を与えておくことが適当でない認められる場合は, 許可を取り消すことがあります。

- 3 休学中のアルバイトについて

資格外活動許可は本来の活動を阻害しない場合に限り与えられるものであり, 本来の活動である学業を行っていない休学期間中のアルバイトは原則として認められません。

- 4 旅券等の携帯義務について

法令上, 在留カードの交付を受けて本邦に在留する外国人(注)は, 常に在留カードを携帯していなければなりません。したがって, 資格外活動を行う場合において, 雇用主や関係機関の職員から資格外活動許可を受けていることの確認を求められた際は, 裏面に資格外活動許可のスタンプが押印された在留カードを提示し, これに応えることができるようにしてください。

(注) 在留カードの交付を受けていない場合は, 旅券を携帯しなければなりません。

トップページ > 法務省の概要 > 各組織の説明 > 内部部局 > 入国管理局 > 在留資格関係公表資料 > 貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする留学生(留学希望者を含む。以下同じ。)及び当該留学生の受入れを予定している教育機関のみなさまへ

## 貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする留学生(留学希望者を含む。以下同じ。)及び当該留学生の受入れを予定している教育機関のみなさまへ

本邦に在留する期間中の生活に要する費用(学費・生活費)を貸与型奨学金(都道府県等が実施主体となる修学資金等貸付制度を除く。)により支弁しようとする留学生及び当該留学生の受入れを検討されている教育機関におかれましては、当該奨学金の貸与条件等に関し、適正な出入国管理を行う観点から、以下の点に御留意いただくようお願いいたします。

### 1 貸与条件

留学生としての本来活動の継続が困難とならないよう、貸与を受ける留学生が以下に該当する場合は除き、原則として、在学中にその貸与を終了する条件が付されていないこと。

例えば、奨学金の貸付の際に指定された稼働先(アルバイト先)を辞職した場合に貸与を途中で終了することを条件とすることは認められません。

- (1)退学したとき。
- (2)心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3)学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- (4)奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5)死亡したとき。
- (6)その他奨学金を貸与することが適当でないと認められるとき。

### 2 返済条件

#### (1)在学中の返済が求められていないこと

留学生は我が国において勉強に従事するために入国・在留が認められているものですので、在学中の返済は、留学生としての本来活動に支障が出るおそれがあることから、原則として認められません。

なお、入国後、例えば長期休業期間等で資格外活動による収入が多い月に、留学生本人の希望により、生活に支障のない範囲内で繰上返済を行うことは差し支えありませんが、貸与した法人により繰上返済が強要されることは認められません。

#### (2)貸与額の残額を一括で返済する等の条件が設けられていないこと

奨学金の貸与を受ける場合、留学生が貸与額を一括で返済できる資産を有しているとは通常考え難いことから、次のような場合に一括で返済する又は違約金を徴収する等の条件が付されているものは認められません。

- ア 貸与を途中で終了した場合
- イ 就労に係る在留資格への変更が認められなかった場合
- ウ 卒業後に奨学金を貸与した機関等の特定の機関で就労しない場合
- エ 返済期間中に特定の機関を辞職する場合

また、奨学金の貸与を受ける留学生が奨学金の返済期間の途中で本国へ帰国する場合には、本邦に引き続き在留する場合よりも高額な返済が求められることは適当ではありません。

なお、特定の機関において一定期間就労した場合に、就労期間に応じてその返済の一部又は全部を免除することは差し支えありません。

#### (3)返済額が、就職後に得られるであろう収入からみて生活に支障のない範囲内であること

例えば、月当たりの返済額が手取りの約1割以内であれば、一般的には生活に支障のない範囲内と考えられます。

なお、収入が多い月などに留学生本人の希望により繰上返済を行うことは差し支えありませんが、貸与した法人により繰上返済が強要されることは認められません。

### 3 その他

- (1)奨学金の貸与を受ける留学生が奨学金の貸与条件及び返済条件を理解していること。
- (2)奨学金貸与期間中の資格外活動許可に基づく稼働(アルバイト)先及び教育機関卒業後の就労先があらかじめ決められている場合には、奨学金の貸与を受ける留学生がその労働条件を理解していること。
- (3)本邦に在留する期間中の生活に要する費用(学費・生活費)のすべてを奨学金(注)により支払う場合を除き、奨学金以外の方法により支払うこととなる費用について、現に有する預貯金等により支弁可能であると確認できること。

(注)貸与型・給付型を問わない。

### 法務省の概要メニュー

法務省幹部一覧
法務省の沿革
組織図
各組織の説明
内部部局
地方支分部局
施設等機関
外局
特別の機関
所管法人
特別民法法人
関係団体
ボランティア
フォトギャラリー

### その他のメニュー

大臣・副大臣・政務官
広報・報道・大臣会見
所管法令等
資格・採用情報
取組・施策
政策評価等
パブリックコメント
審議・審議会等
白書・統計・研究
予算・決算
政府調達情報
情報公開・公文書管理・個人情報保護
行政手続の案内
法令適用事前確認手続
オンライン申請
ご意見・ご提案
相談窓口
その他

## 4 在留資格認定証明書交付申請における経費支弁に係る提出資料

貸与型奨学金により学費等を支弁しようとする場合には、在留資格認定証明書交付申請において、現に有する預貯金等の資料に加えて、以下の提出が求められます。

また、在留期間更新許可申請においても提出が求められる場合があります。

- (1) 奨学金の貸与条件及び返済条件を規定している資料(奨学金貸与規程等)
- (2) 奨学金の貸与に係る契約書の写し(貸与を受ける留学生在が自筆で署名したもの)
- (3) 奨学金の支給回数等具体的な貸与方法を説明した資料(貸与する法人から授業料として直接教育機関へ年2回支給、貸与する法人から留学生の銀行口座へ毎月支給等)
- (4) 奨学金貸与期間中の資格外活動先があらかじめ決められている場合には、留学生在が稼働することとなった場合の勤務時間や給与等の雇用条件が分かる資料及び留学生在が当該条件について理解している旨を申告する資料(留学生在が自筆で署名したもの)
- (5) 奨学金を貸与する法人の登記事項証明書(全部事項証明書)及び直近の決算書(損益計算書、貸借対照表)
- (6) 教育機関卒業後の就労先があらかじめ決められている場合には、当該雇用条件が留学生と同等の経歴を持つ者が稼働する場合の雇用条件と同等であることを説明する資料(例えば、就業規則の写し等)及び留学生在が当該条件について理解している旨を申告する資料(留学生在が自筆で署名したもの)

※ 貸与型奨学金以外に係る資料については、留学生は受入れ先の教育機関へ御確認のうえ、御提出ください。また、教育機関におかれましては、各地方入国管理局の案内に沿って御提出ください。

※ 審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ御承知おきください。

## (参考)労働関係法令との関係

- (1) 在学期間中の資格外活動許可に基づく稼働(アルバイト)先や教育機関卒業後の就職先をあらかじめ決められていることを条件に、奨学金の貸与を受けることについては、直ちに労働契約法及び労働基準法に抵触するとは言えませんので、奨学金の貸与・返済条件が上記1及び2に合致するものであり、奨学金の貸与を受ける留学生在が、上記3(2)のとおり、労働条件について理解し、了承しているのであれば、在留資格「留学」に係る入国・在留審査においては差し支えないこととして取り扱います。

- (2) 労働することを条件として貸与される奨学金の返済方法として、使用者が留学生の給与から一方的な天引きを行う場合には、労働基準法第17条に抵触することに御留意ください。

なお、留学生在が自らの意思により天引きを希望する場合には同条には抵触しませんが、そのような形式がとられている場合であっても、実質的にみて使用者の強制によるものと認められる場合には、同条に抵触することとなります。

※ 詳細につきましては、管轄の労働基準監督署へお問い合わせください。

## 在留資格「介護」

### 【活動内容】

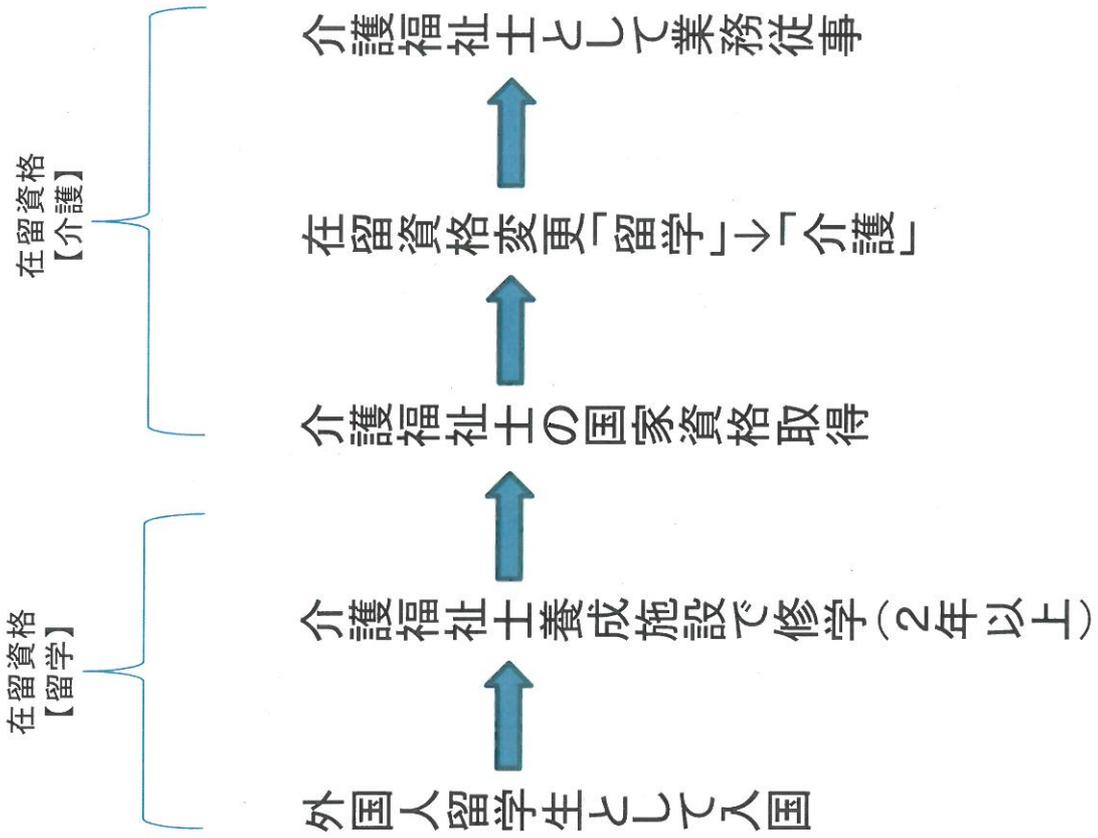
- ・ 本邦の公私の期間との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

### 【上陸許可基準】

- ・ 一 社会福祉士及び介護福祉法(昭和六十二年法律第三十号)第四十第二項第一号から第三号までのいずれかに該当すること。
- ・ 二 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けらること。

## 典型的な流れ

平成29年における「留学」から「介護」への変更許可人数



中国	4
ベトナム	10
ネパール	3
インドネシア	1
計	18

在留外国人数(介護)

	平成29年末	平成30年6月末
介護	18	177